



(裏)

(条件)

- 1 貸付金は、貸付対象工事以外に転用しないこと。
- 2 貸付金は、表記の償還方法により期限内に必ず償還すること。
- 3 償還期限までに償還しなかったときは、延滞金額につき、年10パーセントの割合をもって償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じて計算した金額の延滞金を元金とともに納入すること。
- 4 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出ること。
  - (1) 借受人又は連帯保証人が住所を変更したとき。
  - (2) 連帯保証人の変更をするとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、借受人又は連帯保証人の身分又は財産上に重要な変更が生じたとき。
- 5 資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸付けの繰上げ償還を命じられても異議なく直ちに償還すること。
  - (1) 藤岡市水洗便所改造資金貸付条例及び藤岡市水洗便所改造資金貸付条例施行規則の規定に違反したとき。
  - (2) 故意に貸付金の償還を怠ったとき。
  - (3) 偽りの申請又は不正の手段によって貸付けを受けたとき。
  - (4) 借受人が後見開始の審判若しくは保佐開始の審判又は破産の宣告を受けるに至ったとき。
  - (5) 改造工事等をした家屋を他人に譲渡し、転貸し、又は取り壊したとき。
- 6 借受人が償還できない場合は、連帯保証人が相違なく償還すること。